慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福沢諭吉の所得金額不服申立書
Sub Title	A document containing Fukuzawa Yukichi's objection to his income tax assessment
Author	牛米, 務(Ushigome, Tsutomu)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2010
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.27, (2010.) ,p.155- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20100000-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉の所得金額不服申立書

牛米　努

はじめに

ここに紹介するのは、明治二十六年分の所得金額決定に際しての、福沢諭吉の不服申立書である。所得税の具体的な執行に関する歴史的な研究はほとんどなく、とりわけ府県管掌時代の実態は不明な点が少なくない。[1] その数少ない史料のひとつとして、東京府常置委員会が作成した『明治二十五年ヨリ同世一年迄　所得税ニ関スル達及議案』（東京都公文書館所蔵、六二三・A八・一五）を見出すことができた。

この史料は、府県管掌時代の貴重な不服審査関係史料であるが、そのなかに明治二十六年分所得税に関する福沢諭吉の不服申立書が入っていた。内容は単なる福沢個人の所得というに止まらないものであったので、福沢研究センターの西澤直子教授に史料のコピーを提供したのである。その後、西澤氏と同センター専任講師都倉武之氏から、創立期の時事新報社の経営に関する良い史料とのご教示をいただくとともに、この史料の内容を解明する際の導きとなる、西川俊作氏の論考「時事新報社主　福沢諭吉」を提供いただくことができた。[2] ただ、筆者の関心は福沢個人の審査事例ではなく、府県時代の不服審査の実態のほうにある。また、分厚い蓄積を有する福沢研究のなかに位置付けて分析する能力もない。そこで、福沢諭吉に関わる部分を抄出して史料紹介するとともに、その理解に必要な当時の所得税の仕組みを簡単に付すこととした。

一　所得税賦課決定の仕組み

わが国の所得税は、明治二十年（一八八七）に導入された。当初の課税対象は個人所得のみで、年間三〇〇円以上の所得がある者は、所得額の等級に応じた所得税を納税することとなった。課税等級は五段階で、一等が三万円以上（税率は三％）、二等が二万円以上（同二・五％）、三等が一万円以上（同二％）、四等が千円以上（同一・五％）、五等が三百円以上（同一％）である。以下、明治二十六年の東京市芝区に居住する納税義務者（福沢）に則して、所得税納税のプロセスをごく簡単に説明しておきたい。

納税義務者は、四月三十日までに年間の所得を見積もって申告書（書類の名称は所得金高届である）を、居住地の芝区役所を経由して東京府知事に申告しなければならない。内容は、年間所得の種類と金額、経費の内訳などで、年間の収入から諸経費を控除した金額が所得税の課税対象となる。俸給や公債などの利子はその年分を見積もるが、それ以外の所得については過去三年間の平均により見積もることになっている。

東京府は、申告書などをもとに納税者の所得調査に着手する。芝区内の所得下調査を担当したのは幸橋直税分署で、この下調査に基づいて所得税調査委員会に所得調査書が提出されるのである。直税分署は、知事の命を受けて管内の所得税をはじめとする直税事務を取り行う機関で、税務署の前身にあたる。所得税調査委員会とは、芝区内の所得税納税者が選出する所得税調査委員で構成される調査機関である。この当時、東京府の調査委員会は七月に開会され、提出された所得調査書を調査・点検して納税者ごとの所得金額を決議する。この調査委員会の決議に基づいて、東京府知事は納税者ごとの所得等級金額を決定し、八月十日までに所得金額決定通知書が納税者に通知されるのである。所得税の納期は、九月と翌年三月の二期である。

この当時の所得税の課税方式は賦課課税であり、申告納税制度への転換は昭和二十二年分からである。個人の所得額を正確に把握することは困難であり、そのため納税者には申告が義務付けられた。そして申告書などを元に所得の下調査が行われ、賦課課税の原案となる所得調査書が作成される。しかし官の調査だけで賦課決定すると、精密だが苛細に渉り「民情ヲ傷ルノ嫌ヒ」があるため、納税者の代表で構成する所得税調査委員会が設置されたのである。納税者の申告、直税分署の第一次調査、そして調査委員会の第二次調査を経て、府県知事が賦課決定するのである。

所得額の賦課決定に際し、調査委員会の決議に意見がある場合、官の立場から府知事に意見を具申することが認められ

ている（法第十八条）。また、同様に納税者が決定に不服の場合も、二十日以内の不服申立が認められている（法第十九条）。納税者の不服申立には、所得金高明細書と証憑書類の添付が必要である。このような所得金額等級決定に対して、官または納税者からの不服申立があった場合、府知事はそれを府の常置委員会に諮って決定するのである（法第二十条）。

二　福沢の不服申立

東京市内における明治二十六年分の不服申立件数は、全部で六十二件であった。納税者の申立を受けて五十九件の誤謬訂正等がなされたが、福沢と大原重明の二名については別途調査がなされている。〔史料一〕は、九月二十七日に東京府常置委員会が決議した最終結果で、これにより明治二十六年分の東京市内における所得税の賦課決定が終了したことになる。

福沢に関するものは、最終決議に至るまでに提出された三点の史料である。〔史料二〕は八月十二日付で福沢が東京府知事に提出した所得税等級金額不服申立書、〔史料三〕は九月二十日付の不服申立の追加、〔史料四〕は九月二十三日付の東京府常置委員会からの質問への回答書である。

では、福沢の不服申立の内容を具体的に紹介していこう。

福沢の当初の申告額は四,七一九円（正確には四,八一九円）であるが、所得税調査委員会の決議額は一七,二六九円であった。四倍近くもの決議額で、課税等級が四等から三等に上がっている。〔史料二〕は福沢が提出した不服申立書であるが、申立の際は申立人が所得の明細書に証憑書類を添付して提出する規定である。申告額と調査委員会の決議額の大きな差は、時事新報社の負債利子八,三〇〇円と非常準備積立金四,一五〇円の、合計一二,四五〇円が支出項目と認定されなかったことにある。前者については、時事新報社の組織上、負債の実跡がないことから社主である福沢の所得と見做された。また、後者についても、その年の収入を積み立てたものであるから、これも控除する理由がないとされたのである。そのため福沢の不服申立書は、これらが支出項目であることを具体的に説明する内容になっている。

時事新報社の負債利子の説明からは、同社の創業の経緯が垣間見える。すなわち、時事新報社は慶応義塾出版社の印刷器械等の設備を使用して新聞を発行したため、創業時の資本を要しなかったと記されている。ただし、創業以来の同社関係者の尽力に報いるため、仮に創立の資本を一〇万円とし、関係者への報酬を配当という形で分配しているのである。慶応義塾社中の有力者は、ほとんどが時事新報社の創立に関係しており、それら関係者への特別手当である。なお、この負債利子については、支出金額と人数が明治二十年分から書き

上げられている。資本負債高を定め、そこから分配利子（関係者への特別手当）が配当されるが、残りは時事新報社費に回されている。さらに、この項目には時事新報社の「機密費」が含まれていると説明されている。また、非常準備積立金は、時事新報社の器械や家屋の修繕など、五円以下の支出を要する項目であり、利益を積み立てたものではないことが説明されている。

〔史料二〕のなかで福沢は、申告書の費目の名称が時事新報社の元帳をそのまま写したものであることや、所得税創設以来同様な申告を行っているが問題がなかったことを理由に、所得税調査委員会の決議の不当を訴えている。

しかし、おそらく常置委員会の要請で、さらなる費目の明細の提出を求められたと考えられる。それが〔史料三〕と〔史料四〕である。常置委員会は、調査上必要な場合、納税者への尋問が認められている。〔史料三〕では、会社独自の元帳の名称ではなく具体的な支出内容が示されており、また複数の異なる費目を合併させていた部分の明細も示されている。そのうえで、支出項目を整理した申告書が改めて作成されているのである。〔史料四〕は、常置委員会から更に特定の支出項目についての説明を求める質問への回答である。これにより、当初の申告書の支出項目について具体的な内容が判明するのであるが、これをもとに常置員会での決議がなされたのである。

問題となった時事新報社関係費目について、当初の申告と最終的に判明した支出項目の明細を一覧表に整理した。備考の番号は、〔史料三〕で整理されている項目に付された番号である。負債利子償却は、関係人特別手当と機密費の二項目に区分されている。前者の支出先は〔史料四〕の（甲号）として、氏名・住所・金額の一覧が二一五名分添付されている。時事新報社の記者や社員、それに同社のネットワークがわかる。ただ、機密費については口頭で回答されているため具体的な内容は不明である。しかも機密費は支出とは認定されず、福沢の所得として課税されている。機密費は、功労のあった関係者に支払われる負債利子の残額（各年分が時事新報社費へ繰り入れられている）である。これが社主福沢の所得と認定されているのは、積立金として社主福沢の手元に残されたからと考えられる。非常準備金のほうは、それぞれ具体的な支出内容が示され、いずれも支出と認定されている。他の項目も同様である。支出項目を整理した「再申告」では、印刷費として5・6・12（備考の番号）、時事新報社雑費として2・4・8～11・13～19・22～23などと、元帳の費目が項目ごとにまとめられている。また、3の雇人臨時賞与についても、〔史料四〕の（乙号）に支給者八十七名の一覧が添付されている。

支出項目の明細一覧表

当初の申告		審査請求及び追加		備考
明　　細	円	明　　細	円	
時事新報社負債利子償却	8,300	関係人特別手当	5,600	1
		時事新報社機密費	2,700	2
雇員臨時賞与、交際費	3,250	雇員臨時賞与	1,235	3
		交際費	2,015	4
時事新報用紙、インキ買入代	17,532	用紙買入代	16,380	5
		インキ買入代	1,152	6
雇員給与、海外通信費	10,570	雇員給与	9,800	7
		海外通信費	770	8
探偵費、新報配達・集金費	6,264	集金費	940	9
		配達費	2,200	10
		府下地方探訪費	3,124	11
非常準備積立金	4,150	活字鉛版費	582	12
		書籍新聞購入費	469	13
		筆紙墨費	239	14
		乗車賃	526	15
		旅費	492	16
		電灯費	499	17
		薪炭油費	187	18
		石炭費	377	19
		家屋修繕	249	20
		器械修繕	238	21
		用度費	115	22
		販路拡張費	177	23

この結果、明治二十六年分の福沢の所得金額は、当初の申告書にあった銀行利子四一七円と貸家所得二五二円、それに時事新報社所得四,一五〇円の、合計四,八一九円（申告書では四,七一九円）に、時事新報社負債利子償却の内、機密費二,七〇〇円を加えた七,五一九円で決定したのである。

おわりに

福沢の明治二十六年分所得税不服申立書に関する史料を紹介し、併せて当時の賦課決定システムを説明してきた。この時期の時事新報社の経営に関しては、先に掲げた西川俊作教授の精緻な分析があり、その典拠史料である「時事新報金銭関係諸記録」が『福沢諭吉全集』に収録されている。[3] 本史料に記された具体的な数値は、これらの経営史料を補完できるであろう。ただし、所得税の申告はあくまでも明治二十六年分の見積額であり、史料中にも記されているように前年分を基準とした金額であることに注意が必要である。

最後に、七,五一九円の所得額が、どの程度のランクに位置するものなのか、参考までに若干の数値を示しておく。福沢の所得金額の課税等級は四等で、税率は一・五％である。当時は単純累進税率なので、所得税額は一一二円七八銭五厘となる。調査委員会の決定額だと、所得額は勿論、課税等級も三等（税率は二％）となり、所得税額は三四五円三〇銭に上ったのである。

明治二十六年分の一等から五等までの全国の所得税納税者数は、一二四,〇七七人である。[4] 内訳は、一等が七八人、二等が六四人、三等が二三三人、四等が一六,二〇六人、五等が一〇七,四九六人である。所得額が一万円以上の納税者は、所得税納税者全体の〇・三％に過ぎず、かなりの高額所得者となることがわかろう。四等と五等の納税者しかいない県も少なくないのである。しかも全人口に占める所得税納税者の割合も、〇・三％に過ぎないのである。ちなみに、高額所得者が集中する東京府は、一等が四八人、二等が三四人、三等が一〇二人、四等が三,九四九人、五等が一七,六六五人の、合計二一,七九八人である。

注

（1）拙稿「所得調査委員会の研究―個人所得税の賦課課税―」（『税務大学校論叢』65、税務大学校、平成二十二年六月）。なお、租税史料叢書第三巻『所得税関係史料集～導入から申告納税制度以前まで～』（税務大学校税務情報センター租税資料室、平成二十年）の解題（拙稿）も参照されたい。

（2）西川俊作「時事新報社主　福沢諭吉」（『三田商学研究』48巻5号、二〇〇五年十二月）。後に、若干の訂

正を加えて『福沢諭吉年鑑』33（福沢諭吉協会、二〇〇六年）に再録。

（3）『福沢諭吉全集』第21巻（慶應義塾編、岩波書店、昭和三十九年）。なお、福沢は『福翁自伝』のなかで、所得税施行初年度に、区の所得税掛が約七十万円もの所得を見積もってきたこと（『同全集』第7巻、二二一頁）、三か年平均の所得見積りの困難さを指摘して、大体五千円の所得税を納税していることなどを書いている（『同全集』第20巻、三三一頁）。この史料の存在をご教示された都倉武之氏に感謝したい。

（4）『日本帝国第十三統計年鑑』内閣書記官室統計課編、明治二十七年。

〔史料一〕

第十七号

所得税決議上申

九月十三日所得税法第二十条ニ拠リ本会ヘ被附候、水町袈裟六外六十一名ノ内、大原重明・福沢諭吉ヨリ申出ニ係ル所得税等級金額ノ件、審査ヲ遂ケ左ノ通リ決議ス

金七千五百拾九円ノ所得アルモノトス　福沢諭吉

本人申出通金八百六拾円ノ所得アルモノトス　大原重明

右上申仕候也

明治二十六年九月二十七日

東京府常置委員会議長　須藤時一郎

東京府知事　富田鉄之助殿

〔史料二〕

所得税等級金額不当ノ申出

本年所得税ノ届出ニ際シ、左ノ如ク届出テタリ

所得金高届

一金四百拾七円也　銀行預ケ金利子

一金弐百五拾弐円也　銀座弐丁目六番地貸家所得

外金六拾七円也　右貸家ニ係ル家屋地代

一金四千百五拾円也
外金八千三百円也
金三千二百五拾円也
金壱万七千五百三拾二円也
金壱万五百七拾円也
金六千二百六拾四円也
金四千百五十円也
小項金五万弐百円也
所得金高計四千七百拾九円也
右之通候也
明治廿六年　月
芝区三田二丁目二番地
福　沢　諭　吉
東京府知事宛
右届出ノ如ク所得金高ハ合計四千七百拾九円ナルヲ以テ、税法ニ依ル時ハ四等税七拾円七拾八銭五厘トナルヘキ筈ナルニ、時事新報社所得
時事新報社資本負債七万三千円ニ対スル利子償却
雇員臨時賞与并ニ交際費
時事新報用紙并ニインキ買入代
雇員給料并ニ海外通信費
探偵費及新報配達集金費
非常準備積立金
本月三日送達アリタル東京府知事ノ達ハ、左ノ如シ
明治廿六年　東京市芝区三田二丁目二番地
三等所得税金参百四十五円三十八銭　福沢諭吉
右所得税ノ等級金額頭書ノ通相定ム、但之ヲ不当トスルトキハ、所得税法第十九条ニ拠リ申出ベシ
明治廿六年七月廿六日　東京府知事名
即チ四等ヲ三等トシ、金額モ参百四拾五円三十八銭ト改リタリ、前後大ナル相違ニシテ不当ノ甚シキモノナレハ、左ニ不服ノ次第ヲ申立候
所得税ノ調査決定高参百四拾五円余ト為リタルヲ見レバ、所得金高ヲ壱万七千弐百六十九円トセシモノナリ、今届書ノ所得ハ銀行利子四百七拾円、貸家所得弐百五拾弐円、時事新報社所得四千百五拾円、合計四千八百拾九円ナレハ、壱万七千二百六拾九円ノ高ヲ得ントスレハ、別ニ壱万弐千四百五拾円ノ所得ナカルヘカラス、届書ニアル時事新報社利子八千三百円、積立金四千百五拾円ノ合計ハ即チ壱万弐千四百五拾円ナレバ、府知事ノ申告決定高ハ届書ノ支出高二口ヲ収入ニ変更シタルモノト見ヘタリ、由テ此二項ニ就キ申告決定高ノ不当ナル所以ヲ左ニ詳述致候
第一　金八千三百円也　時事新報社資本負債七万三千円ニ対スル利子償却
此項ノ八千三百円ハ、時事新報社ノ帳簿ニアル「資本負債

并利子」ト称スル口座ヨリ其儘写シ出シタルモノニシテ、其口座ノ性質ハ左ノ如シ

資本負債并利子

一、時事新報社ハ創業ノ始メヨリ資本金ヲ要セス、随テ負債ヲ起シタルコト無シ、其訳ハ創業ノ初メ芝区三田二丁目二番地慶應義塾邸内ニ慶應義塾出版社ト称スルモノアリ、印刷器械ヲ始メ日刊新聞紙ヲ発行スルノ器具一切備リ居リ、且ツ用紙、インキ等ニ至リテモ出版社ノ力ニ依リテ新報ノ発行ニ差支ナカリシカハ、新報社ハ之ニ依リテ創業ノ為メ毫厘ノ資本ヲ要セズ、其後種々ノ変遷ヲ経過シタルモ嘗テ負債ヲ起スノ要ナク、随テ其事実モ無カリシナリ

一、右ノ如ク新報社ノ創立ニ資本ヲ要セザリシモ、人ノ労力ヲ費シタルコト夥シク、即チ慶應義塾社中ノ有力者ハ大抵之ニ関係セサルモノ無ク、以テ今日ノ基礎ヲ打建テタルモノナリ

一、右ノ如ク時事新報ノ創業以来之ニ尽力シタル人ハ夥多ナルモ、当初ハ営業上利益アルニ非サレバ、斯ノ人々ニ報酬ヲ与フルノ道ナキニヨリ、社中協議ノ上仮リニ新報社ノ創立ニ十万円ノ資本ヲ要シタルモノト見做シ、此ノ十万円ノ中ヨリ尽力ノ多少関係ノ厚薄等ニヨリ各人ニ名義上ノ分配ヲ為シ、他日営業上ノ利益アルニ当リ、之ヲ標準トシテ報酬ヲ与フルコトト為シタリ、是レ新報社ノ帳簿ニ「資本負債并利子」ノ口座ヲ設ケタル濫觴ナリ

一、資本ヲ拾万円ト仮定シタルモ、名義上嘗テ之ヲ分配シ尽クシタルコト無ク、其内ノ多額ハ新報社ノ帳簿ニ残リ居リテ、之ニ対シ利子ト唱ヘテ配当スル金ハ、新報社ノ特別交際費・臨時手当等ノ費用ニ充テ、今日迄新報社カ円滑ニ鋭敏ニ事務ヲ挙行シ得ル所以ノモノハ、実ニ此ノ金ノ支出アルニ依レリ

一、社員ノ退社若クハ特別ノ功労アリタル人ニ対シ、新報社ヨリ一時ニ報酬金ヲ与フルコトアリ、斯ル場合ニハ此ノ資本金額ヲ減シ、之ニ要スル金ヲ報酬ニ用フルヲ常トス、左レハ此資本ノ償却即チ減少ハ時ノ都合ニ依リテ一定セス、与フルモ取返ヘスモ一切新報社ノ随意ニシテ、種々ノ沿革ヲ経タル一種ノ口座ナリ

一、前記ノ次第ナレハ、資本負債并利子ト称スルモ事実負債アルニ非ス、又利子ヲ払フニ非ス、普通ノ文字ニ依リテ金ノ支払上ヨリ此ノ口座ニ於ケル支出金ノ性質ヲ詳記スレバ

㈠新報社関係ノ人ニ配与スル特別報酬金

㈡新報社ノ機密費

以上記スルカ如キ性質ノ費金ニシテ明カニ支出金ナリ、唯タ新報社ガ従来慣用セル帳簿上ノ文字ヲ其儘所得届書ニ用ヒタ

ルヲ以テ、之ヲ収入金ト見做サル、ニ至リタルナラン、左レド事実右ノ如クナルヲ以テ、之ヲ収入トナシテ課税セラル、ハ不当ノ甚シキモノナリ、且ツ斯ル文字ヲ届書ニ用フル所以ノモノハ、当初ヨリ今日迄七回ノ届書皆然ルニ、嘗テ之ヲ収入ト見做サレタルコト無キニ依ル、然ルヲ不当ニモ今回ニ限リ強テ新タニ意味ヲ加ヘ、之ニ課税セントスルハ服スル能ハザル所ナリ

茲ニ新報社ノ帳簿ニ就キ去ル廿年以来六年間、資本負債并利子ト称スル口座ノ支出概略ヲ掲ケテ左ニ証明ス

廿年		
資本負債高		八五、〇〇〇円
分配利子		一〇、〇〇〇
内訳	受配者五万六千円二百廿一人	五、六〇〇
	時事新報社費へ	四、四〇〇
廿一年		
資本負債高		七八、〇〇〇
分配利子		九、〇〇〇
内訳	受配者四万五千円二百五人	四、五〇〇
	時事新報社費へ	四、五〇〇
廿二年		
資本負債高		八一、〇〇〇
分配利子		八、九〇〇
内訳	受配者五万七千円二百三十四人	五、七〇〇
	時事新報社費へ	三、二〇〇
廿三年		
資本負債高		六九、〇〇〇
分配利子		八、〇〇〇
内訳	受配者五万七千円二百三十四人	五、七〇〇
	時事新報社費へ	二、二〇〇（ママ）
廿四年		
資本負債高		六九、〇〇〇
分配利子		八、〇〇〇
内訳	受配者五万四千円二百三十一人	五、四〇〇
	時事新報社費へ	二、六〇〇
廿五年		
資本負債高		七八、〇〇〇
分配利子		八、二〇〇
内訳	受配者五万五千円二百三十二人半	五、五〇〇
	時事新報社費へ	二、七〇〇

右之如ク資本負債高ハ常ニ動イテ定マラス、利子ト唱ヘテ分配ヲ受クルモノモ其人員一定セズ、唯タ分配ヲ受ルモノニ対シテハ時ノ模様如何ニ拘ハラス、常ニ壱円ニ対シ壱円ノ割合ヲ変シタルコトナシ、斯ル次第ナルカ為メ新報社費ハ極メテ薄給ニシテ、且ツ交際費等ノ如キ名称ノ下ニ支出金ノ寡キ所

以ナリ

第二　金四千百五拾円也　非常準備積立金

新報社ノ規則ハ苟モ五円以上ノ支出ハ一切（給料、用紙等ノ如キ特ニ其費目ヲ設ケタルモノハ此ノ限リニ非ス）、此準備積立金ヨリ支出スルノ定メナリ、故ニ器械若クハ家屋ノ修理ヲ始メ筆紙墨其他悉ク此積立金ヨリ支払フ、此他雑費ノ一口アレトモ、是レハ五円以下ノ支払ナルヲ以テ、日々収入スル所ノモノヲ以テ之ニ充テ、元帳簿ニ記入シテ永ク之ヲ保存スルノ煩雑ヲ省略ス、随テ所得届書ニモ此雑費ノ口ハ掲ゲザレトモ、既ニ収入ト加減シタル結果ヲ届書ニ列記セルヲ以テ事実ノ金高ニハ相違ナシ

此非常準備積立金モ矢張新報社ノ帳簿ヨリ其儘書写シタルモノニテ、此口アリテ新報社ノ費用ヲ支出スレバコソ、日日ノ業務ヲ営ミ得ルコトナレトモ、今之ヲ収入ト見做ストキハ新報社ハ如何ニシテ営業スヘキ、現ニ届書ニ掲クル新報社ノ費途ハ左ノ六項ニ外ナラス

金八千三百円也　時事新報社資本負債

七万三千円ニ対スル利子

償却

金三千二百五拾円也　雇員臨時賞与并ニ交際費

金壱万七千五百三十二円也　時事新報用紙并インキ買入代

金壱万五百七拾円也　雇員給料并海外通信費

金六千弐百六拾四円也　探偵費及新報配達集金費

金四千百五拾円也　非常準備積立金

右ノ内非常準備積立金アリテ家屋器械ノ修繕費其他百般ノ費金ヲ供出スルニ非ザレハ、用紙、インキ、交際費、探偵費、集金費、社員ノ給料、特別手当、通信費ノミニテ徒手日々ノ新報ヲ発行シ得ヘキ筈ナシ、家々ノ帳簿各々其特性ヲ備フ、此帳簿ヨリ写シ出シタル届書ナレバ、直チニ其文字ニ随意ノ意味ヲ附シテ解釈ヲ下トキハ到底事実ニ適中スヘキ理ナシ、縦令ヒ其用語ニ穏ナラサル所アリトスルモ、去ル廿年以来七回ノ届書ニ毎度之ヲ用ヒテ誤解サル、ノ不都合ナカリシ、要スルニ此積立金ハ新報社ニ於テ五円以上ノ費用ニ支出スル金ニシテ、之ヲ収入ト見做スヘキ謂レナキニ、之ヲ収入金ト為シテ課税セントス、是亦タ服スル能ハサル所以ナリ

此説明ノ証憑ハ別ニ掲クルノ必要ナク、唯所得届書中之ヲ除ケハ新報社ニ必要ナル費途ノナキヲ見テ明瞭ナリト信ス

前記ノ理由ニ依リ本月三日受取リタル所得税決定申告書

三等所得金参百四拾五円三十八銭

ニ対シ不服申出候間、再審ノ上届書ノ通リニ御決定相成様奉願候也

明治廿六年八月十二日

芝区三田二丁目弐番地

福　沢　諭　吉

東京府知事宛

〔史料三〕

所得税等級金額不当ノ申出ニ付追申

本年七月廿六日ヲ以テ御達相成リタル拙者ノ所得税等級金額ニ就テハ、曩ニ不服ノ趣旨申出デ置キタレトモ、尚ホ左ニ追申説明仕候

所得税届書中時事新報社ノ所得ニ関スルモノニ就テハ、同社ノ帳簿ヨリ其儘写取リタルモノアリテ、為メニ名称ノミニテハ事実ノ明カナラザル辺モアル可ク、又異種類ノ費目ヲ合併シテ一口ノ金高トナシタルモアレハ、是等ノ点ニ付キ届書ノ意味ヲ判然セシメ度ハ、第一ニ

一金八千三百円也　時事新報社資本負債

七万参千円ニ対スル利子償却トアリ、是レハ前ノ申立書ニ詳述シタル如ク、真ノ負債アリテ其レニ対スル利子ヲ払フニ非ス、社中一種ノ称呼ナレハ、今新報社ノ称呼ニヨラズ、之ヲ其使用ノ性質ニヨリテ種別シ明記スレハ

(一)　五千六百円　時事新報社関係人へ特別手当

(二)　二千七百円　時事新報社機密費

又、其次ノ各項ヲ種別スレバ

(三)　壱千二百三十五円　雇人臨時賞与

(四)　二千十五円　交際費

(五)　壱万六千三百八十円　時事新報用紙

(六)　千百五拾二円　インキ代

(七)　九千八百円　雇人給料

(八)　七百七十円　海外通信費

次ニ探偵費及新報配達集金費トアリテ、是レ亦時事新報社帳簿ノ数口ヲ合併セリ、今之ヲ性質ニ従ヒ区別スルトキハ、探偵費ト総称スルモノ、内ニハ地方通信者手当、郵電切手代、府下探訪費、弁当代等アリ、由テ之ヲ大別スレバ

(九)　九百四十円　集金費

(十)　二千二百円　配達費

(十一)　三千百二拾四円　府下地方探訪費

次ニ非常準備積立金ト称スルモノ、内ニハ、前申立書ニ陳ヘタル如ク種々ノ費用ヲ含蓄シ居リ、之ヲ大別シテ列記スレバ左ノ如シ

(十二)　五百八十二円　活字鉛版費

(十三)　四百六十九円　書籍新聞購入費

(十四)　二百三十九円　筆紙墨費

(十五)　五百二十六円　乗車賃

(十六)　四百九十二円　旅費

(七) 四百九十九円　電灯費
(八) 百八十七円　薪炭油費
(九) 三百七十七円　石炭費
(廿) 二百四十九円　家屋修繕
(廿一) 二百三十八円　器械修繕
(廿二) 百十五円　用度費
(廿三) 百七十七円　販路拡張費

以上ノ事実ナルヲ以テ、所得届書ノ文字ヲ改メテ記ス時ハ左ノ如ク相成申候

所得金届書

一金四百拾七円也　銀行預ケ金利子
一金弐百五拾二円也　銀座二丁目六番地家屋所得
外
金六拾七円也　右家屋ニ係ル地代
一金四千百五拾円也　時事新報社所得
外
金壱万八千百十四円也　時事新報印刷費
右ハ(五)(六)(七)ノ合計
金四百八十七円也　家屋器械修繕費
右ハ(廿)(廿一)ノ合計
金九千八百円也　雇人給料
右ハ(七)ノ金高
金六千八百三十五円也　雇人手当
右ハ(一)(三)ノ合計
金壱万四千八百三十円也　新報社諸雑費
右ハ(二)(四)(八)(九)(十)(十一)(十三)(十四)(十五)(十七)(十八)(十九)(廿)(廿一)ノ合計
小項金五万六拾六円也
所得金高計四千八百拾九円也
右之通リニ付、不服申立書ノ理由説明トシテ追申仕候也

芝区三田二丁目二番地
明治廿六年九月廿日　福沢諭吉 ㊞
東京府知事　富田鉄之助殿

〔史料四〕

御下問ニ対スル説明

本月廿一日所得税届書ノ説明中ニ就キ四項ノ御下問アリ、之ニ対シ左ニ答申仕候

一、五千六百円　時事新報社関係人ヘ特別手当

此手当ヲ受ケタル人ノ住所、氏名、各其金額

本項ノ人名、住所、金額ハ別紙甲号ノ通リニ有之候、元来五千六百円ノ高ハ前年末ノ平均ニヨリテ割出シタルモノナレバ、未タ実際此高ニ適合シタル仕払ヒナシ、由テ昨廿五年六月一日ヨリ本年五月末日迄ノ仕払ヒヲ取調ベテ、別紙甲号ヲ調製

シタルモノユエ、甲号ノ金額ト本項ノ金高トニ相違アル次第ナリ

二、壱千二百三十五円　雇人臨時賞与

此賞与ヲ受ケタル人ノ住所、氏名、各其金額

本項ノ住所、氏名、金額ハ別紙乙号ノ通リニ有之候、此乙号モ亦前項同様ナレバ、其金額本項ト相違アルコト前項ノ如シ

三、九千八百円　雇人給料

之ヲ受クル雇人ノ員数

本項ノ金額モ亦前年ノ平均ヨリ割出シタルモノナレバ、茲ニハ目下雇人ノ現数ヲ掲グ、此現人員ノ給料ハ決算後本項ノ金額ト相違アルヲ免カレズ

時事新報社雇人現員　百五十二名

四、機密費トハ如何ナル費途ニ候ヤ

本項ニ就テハ口頭ヲ以テ答申仕置候通リナレバ、茲ニ贅セズ

明治廿六年九月廿三日

福沢諭吉代理

伊藤欽亮㊞

東京府知事　富田鉄之助殿

（甲号）時事新報社関係人へ特別手当

姓名	住所	金額 円
伊藤欽亮	京橋区南鍋町二丁目十番地	四〇〇
石河幹明	糀町区有楽町三丁目一番地	二〇〇
岡本貞烋	芝区三田二丁目二番地	一五〇
依田今朝蔵	芝区浜松町二丁目三十二番地	一五〇
伊沢良立	糀町区有楽町一丁目五番地	九〇
柳荘太郎	麻布区新網町一丁目三十四番地	九〇
菊池武徳	麻布区飯倉片町三十番地	九〇
山崎智遠	京橋区元数寄屋町一丁目二番地	九〇
今泉秀太郎	芝区三田二丁目二番地	九〇
寺山啓介	芝区愛宕町三丁目一番地	八〇
堀井外之助	芝区愛宕町三丁目二番地	八〇
竹下権次郎	芝区三田四国町二番地	八〇
木下立安	芝区日影町一丁目一番地	八〇
岩本述太郎	牛込区神楽町三丁目六番地	八〇
福沢一太郎	芝区三田二丁目二番地	八〇
野田正太郎	芝区神明町二十五番地	八〇
山名次郎	麻布区新網町一丁目四十二番地	八〇
井出徳太郎	麻布区広尾町百二十一番地	八〇
津田興二	栃木県芳賀郡清原村字錨山	七〇
宮本芳之助	芝区愛宕町三丁目一番地	七〇
岡嘉太郎	麻布区西町二十三番地	七〇
高見亀	京橋区尾張町尾張館	七〇
足立荘	麻布区飯倉片町二十七番地	七〇
石川信	麹町区富士見町二丁目卅三番地	七〇
吉原金次郎	芝区愛宕町二丁目一番地	五〇
宮本作治郎	芝区三田四国町二番地第一号	五〇
岡本利兵ヱ	京橋区宗十郎町十七番地	五〇
戸張志智之助	本郷区湯島天神町一丁目八十九番地	五〇
夏目力造	大坂東区北浜二丁目三十二番地	五〇
中尾駒太	神田区錦町三丁目十五番地	四〇
石川半次郎	芝区南佐久間町二丁目三番地	四〇
滝本谷五郎	芝区三田四国町二番地廿一号	四〇
志村槙三郎	芝区愛宕町二丁目十四番地	四〇
坂忻次郎	麹町区有楽町一丁目五番地	四〇
長谷川数衛	京橋区南佐柄木町七番地	四〇
川田力夫	芝区愛宕下町二丁目四番地	三〇
木原寅吉	芝区白金三光町	一〇
土井時親	大坂東区北浜二丁目三十二番地	三五
小坂昌冬	赤坂区新町三丁目三十九番地	三五
江川常之助	芝区南佐久間町二丁目一番地	五〇

山田直通	麻布区飯倉四丁目六番地	三五	
長谷川良樹	麹町区有楽町一丁目五番地	三五	
渥美順一郎	麹町区元園町二丁目十番地	三五	
植田鐘太郎	横浜市貿易商組合会館	三五	
角田熊吉	麹町区有楽町二丁目三番地	二五	
小金井権三郎	小石川区氷川下町十六番地	一〇	
高木喜一郎	大坂市東区大川町五十五番地	一〇	
渡辺治	大坂市東区大手通一丁目六十五番地	一〇	
高橋義雄	大坂市三井銀行支店	一〇	
村田彬	四日市関西鉄道会社	一〇	
高島小金治	芝区西ノ久保神谷町十八番地	一〇	
中上川彦次郎	日本橋区新右ヱ門町十六番地	三〇	
門野幾之進	芝区西ノ久保神谷町十七番地	一〇	
益田英治	麻布区本村町百八十五番地	一〇	
本山彦一	大坂東区平野町一丁目十八番地	一〇	
坂田実	芝区三田二丁目二番地	一〇	
小野田孝吾	芝区三田四国町二番地	一〇	
小野友次郎	芝区金杉浜町六十六番地	一〇	
鈴木一松	浅草区象潟町十番地	一〇	
岡田衆輔	芝区三田二丁目二番地	一〇	
鎌田栄吉	麻布区本村町百八十七番地	一〇	

岩橋謹二郎	麻布区市兵ヱ町二丁目廿六番地	一〇	
森下岩楠	芝区芝白金三光町五十二番地	一〇	
岡崎郁二郎	芝区西ノ久保明舟町十九番地	一〇	
長尾喜三	越後高田町	一〇	
牛場卓三	大坂北区中ノ島五丁目六十五番地	一〇	
白川福儀	伊予松山市北京町	一〇	
吉野安太	山口県周防国三田尻古前町	一〇	
矢田績	神戸市栄町又新社	一〇	
諏訪連三	芝区高縄南町三十一番地	二〇	
伊藤友太郎	芝区田村町七番地伴方	二〇	
光吉荒次郎	芝区愛宕下町二丁目四番地	二〇	
正本新	芝区愛宕町二丁目十四番地	二〇	
池田常太郎	麹町区有楽町三丁目一番地	二〇	
真田鎌蔵	芝区愛宕町二丁目四番地	二二	
伊坂国太郎	芝区巴町二番地沢方	一八	
鈴木直五郎	芝区田村町六番地	一七	
土屋孝次	芝区新堀町四十番地	一七	
根本繁次	芝区琴平町二番地	一七	
五十嵐林次	芝区七軒町三番地	一七	
渡辺宗七	芝区愛宕町三丁目一番地	一七	
小林亀吉	芝区愛宕町二丁目六番地	一七	

山本初太郎	日本橋区平松町四番地	一七
村山末吉	麹町区富士見町六丁目四番地	一七
津田叔太郎	神田区仲猿楽町十七番地	一七
近藤保太郎	京橋区築地南小田原町一丁目七番地	一七
岡村浜次郎	京橋区木挽町二丁目十三番地	一七
西谷弟松	芝区愛宕町二丁目十四番地	一七
人見道寧	京橋区築地一丁目二十二番地	一七
溝口常吉	芝区浜松町二丁目四番地	一七
立花仁三郎	浅草区西三筋町六十番地	一七
秋元小吉	芝区芝新堀町十三番地	一七
実藤善次郎	芝区新網町廿六番地	一七
児玉善次郎	京橋区中橋広小路町四番地	一七
大槻雅吉	芝区愛宕町一丁目一番地	一七
三好英治	芝区三田二丁目十六番地	一七
長瀬銀蔵	芝区愛宕町二丁目三番地	一七
生田茂	芝区佐久間町二丁目十七番地	一七
花房銀太郎	芝区宮本町一丁目廿一番地	一七
森田秀治郎	芝区三田四国町二番地	一七
小池運雄	芝区田村町十五番地	一七
中島平太郎	芝区二本榎町一丁目二十五番地	一六
伊藤泰蔵	芝区広町三十六番地	一六

安藤逸太郎	京橋区入船町八丁目一番地	一五
三輪広蔵	芝区田村町六番地	二三
伊藤定男	芝区明舟町七番地	一九
真田平吉	芝区明舟町七番地	一七
河合浪次郎	麹町区有楽町一丁目五番地	一七
萩原宗寅	麹町区有楽町二丁目一番地	一七
木村菊次郎	芝区南佐久間町二丁目三番地	一七
富塚忠利	芝区南佐久間町二丁目十七番地	一七
西村守太郎	芝区宮本町十五番地	一七
小高宗助	芝区愛宕下町三丁目二番地	一七
本山林蔵	本郷区真砂町三十一番地	一七
沼尻文助	芝区愛宕下町四丁目一番地	一七
伊藤太吉	京橋区木挽町十丁目四番地	一七
菱沼卯之吉	神田区雉子町廿四番地	一七
伊藤清次郎	赤坂区一ツ木町四十八番地	一七
郷文治郎	麹町区有楽町一丁目五番地	一六
富田吉五郎	芝区西久保町三十三番地	一七
山北亀郎	芝区宮本町十七番地	一七
荒川熊吉	芝区琴平町三番地	一七
東条軍平	芝区三田豊岡町五番地	二二
桐原熊次郎	神田区鍋町十一番地	二五

坂本源太郎	芝区三田四国町二番地ノ二	二二
中野茂継	浅草区新森田町一番地	二二
大塚熊吉	京橋区金六町三番地	二二
相馬鉄蔵	同区木挽町三丁目十三番地	二二
岩本平八	芝区新堀町十三番地	二二
波多野美知	京橋区南鍋町二丁目十二番地	一四
山本吉太郎	本所区相生町五丁目三十六番地	一六
浜村又吉	京橋区南鍋町二丁目十二番地	一六
長谷川椿三	同	一五
檜垣政徳	南豊島郡大久保村二百四番地	一五
村上森高	京橋区南鍋町二丁目十二番地	一五
坂口福太郎	芝区二葉町十三番地	一五
荒木鐘一郎	芝区愛宕下町三丁目二番地	一五
神田精一	麻布市兵ヱ町一丁目三番地	一五
森茂	芝区三田松本町四十一番地	一六
阿部繁	同　三田四国町二番地	一六
鈴木久一	同　白金三光町四百五十六番地	一五
横田道利	同　南佐久間町一丁目一番地	一五
原佐平	芝区今入町九番地	一五
水島国太郎	築地本願寺保光寺	一五
石塚千代吉	芝区太左ヱ門町八番地	一五

加藤音吉	日本橋区元大工町十二番地	一五
水内健太	有楽町一丁目四番地	一五
山本久太郎	京橋区加賀町六番地	一五
松井和三郎	京橋区南佐柄木町二番地	一五
千代間竹次郎	同　木挽町一丁目十一番地	一五
岩田長吉	同　木挽町一丁目八番地	一五
岡昇一郎	同　築地二丁目十五番地	一五
宮夫官次	同　同	一五
朝倉勇	同　築地入舟町四丁目二番地	一五
山口藤太郎	日本橋区箱崎町二丁目十八番地	一五
亀田重吉	芝区田町八丁目一番地	一五
松田幸太郎	同　田町一丁目十一番地	一五
村上保	芝区本芝二丁目三十一番地	一五
小野詮造	芝区三田四国町廿二番地	一五
松田長吉	同　田町一丁目十一番地	一五
田上市三郎	京橋区築地新栄町一丁目二十一番地	一五
小谷橘造	同　三丁目四番地	一五
小山源七	芝区西ノ久保巴町十一番地	一五
春山柳吉	同　西ノ久保桜川町二番地	一五
鈴木茂平	同　中門前町三丁目四番地	一五
水野亀二郎	同　西応寺町十九番地	一五

長谷川信三	芝区芝西応寺町十五番地	一五
相沢定吉	同　仲門前町二丁目十三番地	一五
篠田亥三郎	同　芝金杉三丁目七番地	一五
山田重平次	同　三田四国町三番地	一五
酒井行政	同　愛宕下町四丁目三十一番地	一五
青木耕作	北海道根室北友社	一二
小野士格	同　札幌南一条東四丁目	一二
工藤力松	同　函館富岡町函館新聞社	一〇
千田　鈞	神戸栄町五丁目	一〇
中川　静	長崎市　鎮西日報社	一〇
稲見規一郎	栃木県宇都宮下野新聞社	一〇
杉村亀松	備後国三原町	一〇
赤堀自助	大和国奈良町袋町	一〇
白井菊也	名古屋伊勢町一丁目	一二
鈴木琴一	静岡両替町四丁目廿五番地	一〇
中村忠七	遠州浜松委托販売会社	一〇
曽我　播	近江国大津後在家町二十番地	一〇
富田岩代	信州長野旭町	一〇
桑原嘉夫	仙台二日町一丁目十二番地	一〇
鈴木　謙	福島町鈴木堂	一〇
下田直亮	盛岡馬場小路乙四番戸	一〇

和田勝衛	青森県青森東奥日報社	一〇
東海武一	同　弘前植田町	一〇
和田鉄太郎	山形市七日町四百五十一番地	一〇
青木　信	秋田市保戸野中町二十一番地	一〇
加藤真民	加賀金沢博労町	一〇
三輪鶴松	越中富山北陸新報社	一〇
小橋卓次	鳥取江崎町九番地	一〇
山下秀松	出雲松江奥谷町百七十六番地	一〇
三井忠蔵	山口県馬関竹崎	一二
古沢金治郎	讃岐丸亀通り町	一〇
久家仙太郎	同　高松五番町	一〇
益田祐之	福岡県那珂郡警固六百四番地	一一
佐藤喜代吉	豊前中津町	一〇
関　勇平	熊本市熊本新聞社	一一
薬丸直之進	鹿児島市鹿児島新聞社	一一
森　思文	和歌山市鷺ノ森片町	一〇
川島寅三郎	長崎市新町十九番地	一一
直江三吉郎	加賀金沢塩屋町百二十番	一〇
浜田文作	伊豆熱海伊豆山	一〇
西川浩世	高知鉄砲町一丁目	一〇
牟田万次郎	佐賀市松原町百二十三番地	一〇

酒井高太郎	越中富山南田町三十六番地	一〇
前田善太郎	相模国横須賀稲岡町十九番地	一〇
麦田宇三郎	広島市袋町二百二十七番地	一〇
雲野香右ヱ門	仙台小田原山本町六番地	一〇
堀越半十郎	下野国足利町四丁目十一番地	一〇
川上熊吉	岐阜市今小町二百九番地	一〇
半田鉄一郎	豊前中津南ノ町	一〇

合計二百十五名　合金五千七百三十二円

（乙号）雇人臨時賞与ヲ受ケタルモノ、住所氏名金額

氏名	住所	金額
伊藤欽亮	京橋区南鍋町二丁目十番地	一五〇
石河幹明	麹町区有楽町三丁目一番地	一〇〇
福沢一太郎	芝区三田二丁目三番地	二五
高見亀	京橋区尾張町尾張館	三〇
山崎知遠	京橋区元数寄町一丁目二番地	二〇
柳荘太郎	麻布区新網町一丁目三十四番地	一〇
伊沢良立	麹町区有楽町一丁目五番地	一〇
木下立安	芝区日影町一丁目一番地	二五
野田正太郎	芝区神明町廿五番地	二五
宮本作治郎	芝区三田四国町二番地第一号	三七
岡本利兵衛	京橋区宗十郎町十七番地	二八
吉原金三郎	芝区愛宕町二丁目一番地	三一
石川半次郎	芝区南佐久間町二丁目三番地	一一
滝本谷五郎	芝区三田四国町二番地廿一号	三八
長谷川数衛	京橋区南佐柄木町七番地	三八
志村槙三郎	芝区愛宕町二丁目十四番地	二六
坂忻次郎	麹町区有楽町一丁目五番地	一五
中尾駒太	神田錦町三丁目十五番地	一〇
江川常之助	芝区南佐久間町二丁目一番地	一八
川田力夫	芝区愛宕下町二丁目四番地	一三
池田常次郎	麹町区有楽町三丁目一番地	九
吉沢鉱松	芝区愛宕下町二丁目四番地	二一
諏訪連三	芝区高輪南町三十一番地	一九
小阪昌冬	赤坂区新町三丁目三十九番地	二三
長谷川良樹	麹町区有楽町一丁目五番地	二四
山田直道	麻布区飯倉町四丁目六番地	一六
渥美順一郎	麹町区元園町二丁目十番地	一六
角田熊吉	麹町区有楽町二丁目三番地	一九
土井時親	大坂東区北浜二丁目三十二番地	二五
植田鐘三郎	横浜本町貿易商組合会館	一〇

夏目力造	大坂東区北浜二丁目三十二番地	一二三
宮本芳之助	芝区愛宕町三丁目一番地	三三三
岩本述太郎	牛込区神楽町三丁目六番地	一五
岡嘉太郎	麻布区西町二十三番地	二〇
足立荘	麻布区飯倉片町二十七番地	二〇
今泉秀太郎	芝区三田二丁目二番地	二五
中野義継	浅草区新森田町一番地	一三
桐原熊次郎	神田錦町十一番地	一八
田中鉄蔵	木挽町二丁目十三番地	二〇
大塚熊吉	京橋区金六町三番地	二〇
坂本源太郎	芝区三田四国町二番地ノ二号	一六
東条軍平	芝区三田豊岡町五番地	一六
柴田宇之助	大坂東区北浜二丁目三十二番地	二一
寺山啓助	芝区愛宕町三丁目一番地	二五
竹下権次郎	芝区三田四国町二番地	二五
堀井卯之助	芝区愛宕町三丁目三番地	二五
三輪広造	芝区田村町六番地	五
河合浪次郎	麹町区有楽町一丁目五番地	三
伊藤太吉	京橋区木挽（ママ）町十丁目四番地	三
木村菊次郎	芝区南佐久間町二丁目三番地	三
萩原宗寅	麹町区有楽町弐丁目一番地	三

伊藤定男	芝区明舟町七番地	三
菱沼卯之吉	神田区雉子町廿四番地	二
真田平吉	芝区明舟町七番地	二
郷文太郎	麹町区有楽町一丁目五番地	二
伊藤清次郎	赤坂区一ツ木町四十八番地	二
富塚忠利	芝区南佐久間町二丁目三番地	二
西村守太郎	芝区宮本町十五番地	二
小高宗助	芝区愛宕下町三丁目二番地	二
本山林蔵	本郷区真砂町三十一番地	二
沼尻大助	芝区愛宕下町四丁目一番地	二
岡田吉蔵	芝区西久保広町三十三番地	二
荒井熊吉	芝区琴平町三番地	二
真田謙蔵	芝区愛宕町二丁目四番地	六
伊坂国太郎	芝区巴町二番地沢方	四
鈴木直五郎	芝区田村町六番地	四
土屋孝次	芝区新堀町四十番地	四
渡辺宗七	芝区愛宕町三丁目一番地	三
根本繁治	芝区琴平町二番地	三
五十嵐林次	芝区七軒町三番地	三
小林亀吉	芝区愛宕町二丁目六番地	三
山本初太郎	日本橋区平松町四番地	三

津田叔太郎	神田区仲猿楽町十七番地	三
西谷弟松	芝区愛宕町二丁目十四番地	三
近藤保太郎	京橋区築地南小田原町一丁目七番地	三
岡村浜次郎	京橋区木挽町二丁目十三番地	三
村山米吉	麹町区富士見町六丁目四番地	三
立花仁三郎	浅草区西三筋町六十番地	三
人見道寧	京橋区築地一丁目二十二番地	三
金井鉞之助	芝区愛宕下町二丁目二番地	二
金子芳太郎	芝区三田三丁目三番地	二
実藤善次郎	芝区新網町廿六番地	二
児玉善次郎	京橋区中橋広小路町四番地	二
上野朝次郎	芝区南佐久間町二丁目十七番地	二
三好英治	芝区三田二丁目十六番地	二
長瀬銀蔵	芝区愛宕町二丁目三番地	二
小池運雄	芝区田村町十五番地	二
合計八十七名	合計金　千三百八十九円	

紹介史料は、『明治二十五年ヨリ同世一年迄　所得税ニ関スル達及議案』東京府常置委員会（東京都公文書館所蔵、六二三・A八・一五）である。翻刻に当たっては、常用漢字を用い、合字はカタカナに改めた。また、適宜に句点を付した。